

納付書での納付方法

(登録検査機関の登録更新申請の場合)

納付書はミシン目から下を全て切り離したものを、コンビニエンスストアや金融機関にお持ちください。手数料を納付すると、「納付書・領収書」「納付済証」の部分を渡されます。

こちらはコンビニエンスストアや金融機関が受理します

注意

再発行できません

収入済通知書	原符	納付書・領収書	納付済証
<p>（納付する際は、ミシン目から下を全て切り離してください。）</p> <p>ここから下を切り離します</p>			

受取った「納付書・領収書」「納付済証」をハサミなどで切り離します。

切り離したら「納付済証」のみを申請書（様式第1-2号）の指定の場所に貼り付け、神奈川県農業振興課に郵送（持参）してください。

CUT!

神奈川県内の農産物検査

検索

注意

納付書は、汚したり、折り曲げたりしないでください。
また、文字や金額の訂正はしないでください。

納付書・領収書	納付済証
<p>こちらの「納付書・領収書」は 納付者様が保管してください。</p>	

この「納付済証」のみを、
申請書類に貼り付けます。

問合せ先：神奈川県農業振興課調整グループ 045-210-4422